【元請負人（契約相手方）用】

令和　　年　　月　　日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長　真鍋　精志　様

住所又は事務所所在地
フ　リ　ガ　ナ
商号又は名称
フ　リ　ガ　ナ
氏名又は代表者名　　使用印
生　年　月　日　　年　　月　　日生
受　任　者　名

誓　約　書

私は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が、発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、法人が発注する工事等（以下「法人発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1　私は、次の法人発注工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事又は業務の名称：大阪市立科学館電話交換機等買入・設置等業務委託

2　私は、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、法人から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

3　私は、本誓約書その他の提出した書面等が、法人から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4　私が大阪市暴力団排除条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を法人に提出します。

5　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条第２号に規定する者について、法人からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、法人に提出します。

6　私が使用する大阪市暴力団排除条例第７条各号に規定する下請負人等が、大阪市暴力団排除条例第２条第２号又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に該当する事業者であると法人が大阪府警察本部から通報を受け、又は法人の調査により判明し、法人から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（参　考）

○地方独立行政法人大阪市博物館機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（抜粋）

２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等

建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）及び物品の購入、物品の売払い、車両等の修理、委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）、請負（建設工事を除く。）又は賃貸借に関する業務をいう。

(2) 下請負人等

①下請負人（法人発注工事等の一部について締結される下請契約における請負人又は再受託者をいう。）

②元請負人又は下請負人と法人発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人を除く。）

(3)～(7)　省略

３　法人発注工事等からの暴力団の排除に関する措置

経理責任者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、法人発注工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。

(2) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を法人発注工事等に係る入札に参加させないこと。

(3) 法人発注工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該法人発注工事等に係る契約を解除すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法人発注工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者